

GW10連休にご注意！？

天皇陛下の皇位継承に伴い、5/1(水)が祝日となり、今年はゴールデンウィークが10連休になります。月末を挟んでの10連休となりますが、経理の対応は大丈夫でしょうか。チェックリストを作成しましたので、御社の対応は大丈夫か、確認をお願いいたします。

 給与の支給日の確認

給与の支給日が月末や翌月5日となっている会社については、就業規則上、給与の支給日が休日となる場合、その前営業日までに支給することとしている会社が多いかと思えます。その場合、**給与の支給日が月末や翌月5日などの会社**については、**連休前の26日(金)に支給**することになります。もともと月末の入金を見込んで給与の支給日を設定している場合、今回は**売掛金の入金**が5/7(火)となる見込みが高く、資金繰りに注意が必要です。

 支払手形の決済額の確認

月末に期日を迎える支払手形については、翌営業日5/7(火)が決済日となります。4/26(金)時点で口座の残高を**決済可能な残高にしておく必要があります**。そのほかにも連休中に支払期日のあるクレジットカードやリース料、その他の経費がまとめて5/7(火)に引落しとなりますので、**支払一覧を作成して必要な残高を把握しておきましょう**。

 連休中のレジ現金・在庫の確認

連休中は銀行窓口が休業となりますので、場合によっては**レジ現金の両替や補給ができません**。また、仕入先の休業により、**連休中の在庫が枯渇しないか**、確認しましょう。レジ現金は近くにATMがあるからと油断すると、**商業地域のATMは、近隣の店舗も多く、ATM内の現金さえも不足するかもしれません**。

 年払の確認

① 保険料・地代家賃について

主に4月決算法人に関連することですが、**翌年1年分の経費の前払い**をして、損金とする**短期前払費用**については、法人税基本通達2-2-14に以下のように規定されています。

- (1) 支払った日から1年以内に役務の提供を受けるもの(一定の契約に基づき継続するものに限る)
- (2) 支払った金額を継続して、その支払った事業年度の損金としていること

つまり、**翌年1年分の前払費用を損金とするためには「支払い」が必要**であり、今年のように月末が長期の連休となる際には、**原則として連休前に支払い(振込み)**が必要となります。

保険料が口座振替となっている場合、振替日がいつになるのか、振込みでの対応が必要か、確認をしてください。

② 経営セーフティ共済(倒産防止共済)について

保険料などと同様に翌年1年分を支払うことにより、損金としているものに倒産防止共済があります。今年の4月分の口座振替は5/7(火)の引落しとなりますが、中小企業基盤整備機構より税務当局に損金算入について事前照会されており、4月末に**未払金として計上した場合でも損金として認める**ことになっています。**ただし、新規加入時の初回の支払いについては4月中の振込みが必要です。**

 税務上の期日の確認

1月決算法人の延長申告、**2月決算法人の申告期限**は4/30(火)が祝日となるため、**5/7(火)が期限**となり、通常の申告期限より後ろ倒しになります。また、**8月決算法人の中間申告・納付期限**も**5/7(火)が期限**ですので、連休明けに納付漏れとならないよう注意してください。しかし、すべての税務手続きが5/7(火)が期限となるわけではなく、4月決算法人の消費税関連の届出書については、適用を受ける課税期間開始の日(5/1)の前日と規定されているため、**祝日であっても4/30(火)が期限(発信基準)**となります。

